

社会保障審議会年金数理部会（第18回）

平成17年9月1日（木）
14時00分～16時00分
東京會館（霞が関ビル）

議事次第

○ 議題

平成16年財政再計算結果等の聴取について

－ 国民年金（基礎年金） －

〔配布資料〕

資料1 平成16年財政再計算結果等について －国民年金（基礎年金）－

資料2 （参考資料1）経済前提の設定に関する参考資料

資料3 （参考資料2）将来見通しの推計方法に関する参考資料

平成16年財政再計算結果等について

－ 国民年金（基礎年金） －

目 次

1. 財政再計算の基本方針	1
(1) 制度改正の概要	1
(2) 経済前提の考え方	1
(3) 被保険者数(組合員数)の前提について	1
(4) 財政方式について	1
(5) 給付水準や保険料(率)設定の考え方	1
(6) その他、再計算に当たって前提とした考え方(特記すべき事項)	1
2. 財政再計算に用いた基礎数・基礎率とその作成方法	3
(1) 基礎数・基礎率の種類	3
① 基礎数	3
② 基礎率	3
(2) 基礎数・基礎率に関して特記すべき事項	4
(3) 基礎数	5
① 基礎数の元となる統計の概要と算定方法等	5
② 基礎数を基に作成した資料	6
③ 基礎数の具体的な数値	9
(4) 基礎率	12
① 基礎率の元となる統計の概要と算定方法等	12
② 主な基礎率〈グラフ〉	17
③ 基礎率の具体的な数値	28
3. 将来見通しの推計方法に関する資料	40
(1) 将来推計の全体構造がわかるレベルのフローチャート	40
(2) 年次別推計の算定式レベルでの計算過程	41
(3) 推計方法に関して特記すべき事項	41
4. 将来見通しの推計結果に関する資料	42
○「改正後」(平成16年財政再計算)の推計結果	42
(1) 被保険者数、拠出金算定対象者数の見通し	42
(2) 年金種別別 受給者数及び給付費の見通し	44
① 年金種別別 受給者数の見通し	44
② 年金種別別 給付費の見通し	45
(3) 財政見通し	46
(4) 区分別給付費の見通し	48
① 過去期間分・将来期間分別×年金種別別 給付費	48
② 給付の内訳別×年金種別別 給付費	被用者年金制度のみ 被用者年金制度のみ
(5) 給付水準の見通し	
(6) 基礎年金拠出金等の見通し	49
① 基礎年金拠出金算定対象者数の見通し	49
② 基礎年金給付費の見通し	50
③ 基礎年金拠出金の見通し	51
④ 基礎年金交付金の見通し	52
⑤ 基礎年金国庫負担額の見通し	53
(7) 公的年金被保険者数の見通し	54
5. 安定性の検証に関する資料	55
(1) 財政指標の見通し	55
① 財政指標の見通し(総括表)	55
② 年金扶養比率の見通し	56
③ 総合費用率の見通し	被用者年金制度のみ 被用者年金制度のみ
④ 独自給付費用率の見通し	
⑤ 収支比率の見通し	57
⑥ 積立比率の見通し	58

(2)マクロ経済スライドのスライド調整率の見通し	厚生年金保険のみ
(3)基礎年金拠出金に相当する保険料率の見通し	被用者年金制度のみ
(4)財政見通しにおける積立金の取り崩し分及び運用収入分の保険料換算の見通し	59
(5)財源と給付の内訳（運用利回りによる換算）	60
①国民年金の財源と給付の内訳（運用利回りによる換算）	60
②基礎年金の財源と給付の内訳（運用利回りによる換算）	61
6. 前提等を変更した場合の試算に関する資料	62
(1)財政再計算で用いられた前提を変更した場合の推計結果(概要)	63
①給付水準(所得代替率)の見通し	被用者年金制度のみ
②基礎年金拠出金単価の保険料相当額(月額)の見通し	63
③被保険者数の見通し	64
④受給者数の見通し	67
⑤財政見通し	68
(2)制度改正の影響を検証するために条件の組合せを変えた場合の推計結果(概要)	78
①給付水準(所得代替率)の見通し	被用者年金制度のみ
②保険料の見通し/基礎年金拠出金単価の保険料相当額(月額)の見通し	78
③財政見通し	80
7. 公平性の検証に関する資料	被用者年金制度のみ
(1)職域部分を除いた場合の保険料率の将来推移	
8. 年金数理担当者の所見	88
9. 情報公開について	89

1. 財政再計算の基本方針

(1) 制度改正の概要

平成16年制度改正における主な改正事項は次の通り

- ① 保険料水準の上限を設定した上での保険料(率)の段階的な引上げ
- ② 基礎年金の国庫負担割合の3分の1から2分の1への引上げ
- ③ マクロ経済スライドによる給付水準調整
- ④ おおむね100年間にわたる年金財政の均衡

(2) 経済前提の考え方

平成21(2009)年度以降の長期的な経済前提については、過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在成長率の見通しや労働力人口の見通し等を反映したマクロ経済に関する試算に基づいて設定し、平成20(2008)年度までについては、内閣府が作成した「改革と展望」に準拠することとした(参考資料1)。

(3) 被保険者数(組合員数)の前提について

被保険者数の将来推計は、まず国立社会保障・人口問題研究所の直近の推計である「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」「(中位推計)及び厚生労働省職業安定局による「労働力人口の推移推計(平成14年7月)」を基礎として将来の労働力人口を推計し、これに平成13年度の実績を基礎とした「労働力人口に占める被用者年金被保険者の比率」を乗じることにより被用者年金被保険者数を推計し、次に、これに「第2号被保険者に対する第3号被保険者の比率」を乗じることにより第3号被保険者数の推計を行い、第1号被保険者については、人口から被用者年金被保険者数及び第3号被保険者数を控除することにより推計を行っている。

このように将来の被保険者数の動向を見込むことにより、人口の推移、産業構造及び雇用構造の変化、高齢者雇用・女子雇用の動向等、社会経済情勢の全般にわたる諸要素を考慮したものとなっている。

(4) 財政方式について

長期的な視点に立った年金財政の均衡の考え方について、現時点で将来にわたる全ての期間を視野に入れ財政の均衡を考える永久均衡方式から、現時点で視野に入れる期間を一定期間で区切って財政の均衡を考える有限均衡方式へと変更し、現在、既に生まれている世代が年金の受給を終えるまでのおおむね100年間について年金財政の均衡が図られるものと法律上明記した(平成16年の財政再計算では、財政均衡期間は、平成112(2100)年度までの95年間、平成112(2100)年度の積立金の規模を支出の1年分として将来見通しを作成した。)

(5) 給付水準や保険料(率)設定の考え方

平成16年改正前においては、少なくとも5年に一度、財政再計算を行うこととされており、財政再計算に併せて所要の改正を行い、給付と負担の関係の見直しを行ってきた。また、保険料負担については、段階的に保険料を引き上げる見通しを示し、法律上は当面5年間の負担水準を定めていた。

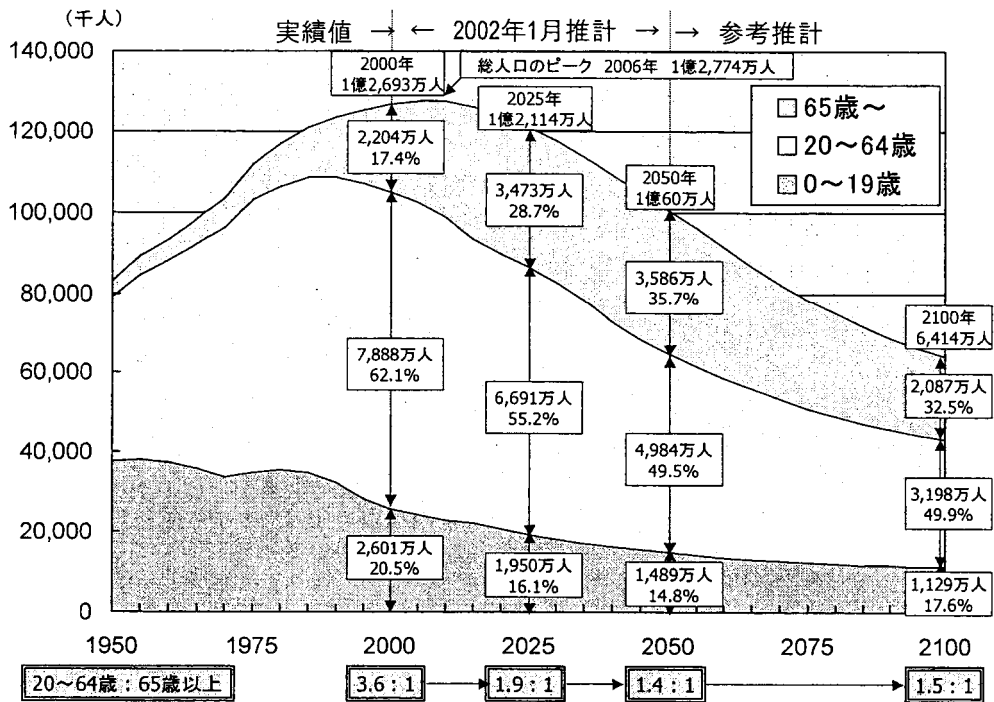
平成16年改正において、このような考え方から、最終的な保険料の水準を法律で定め、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組みを組み込んだ、保険料水準固定方式へと変更した。

(6) その他、再計算に当たって前提とした考え方(特記すべき事項)

なし

(別紙)

将来推計人口の見込み(平成14年1月中位推計)



労働力率の見通し

(平成14年7月)

		実績		
		平成12年 (2000)	平成22年 (2010)	平成37年 (2025)
男	計	76.4	74.5	71.4
	15~19	18.4	19.0	20.1
	20~24	72.7	75.1	77.6
	25~29	95.8	95.9	95.9
	30~34	97.7	97.6	97.6
	35~39	97.8	97.8	97.8
	40~44	97.7	97.8	97.8
	45~49	97.3	97.5	97.5
	50~54	96.7	96.9	96.9
	55~59	94.2	94.4	94.4
女	計	49.3	48.3	47.4
	15~19	16.6	17.8	17.8
	20~24	72.7	73.4	73.7
	25~29	69.9	74.9	75.3
	30~34	57.1	63.3	65.0
	35~39	61.4	64.8	67.4
	40~44	69.3	72.5	75.2
	45~49	71.8	74.9	77.0
	50~54	68.2	70.9	73.5
	55~59	58.7	61.8	67.5
子	計	39.5	45.0	60.5
	60~64	39.5	45.0	60.5
	65~	14.4	13.5	13.0